

処遇改善加算取得を 電話相談により支援します!

令和6年6月以降、処遇改善に係る加算が一本化され、加算率が引き上がりました。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。

令和7年度以降の新加算の完全施行（6年度末まで経過措置期間）に向けて、加算取得事業所は3要件を満たす準備を行う必要があります。

各種要件を整備し、「福祉・介護職員等処遇改善加算」の新規取得及び「上位の区分変更」を目指しましょう。

電話相談によるサポート

群馬県社会保険労務士会が群馬県委託事業として「無料電話相談窓口」を開設します。

対象事業所	相談日	費用
県内の 障害福祉サービス事業所、 障害者支援施設、 障害児通所支援事業所、 障害児入所施設等	カレンダー のとおり	無料 (電話使用料は 相談者負担)

【相談窓口】群馬県社会保険労務士会
TEL：027-253-5621

2024年10月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24 電話相談日①	25	26
27	28	29	30	31 電話相談日②	1	2
3	4	×E	電話相談対応時間 9:00~12:00、13:00~17:00 TEL 027-253-5621 (群馬県社会保険労務士会)			

2024年11月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7 電話相談日③	8	9
10	11	12	13	14 電話相談日④	15	16
17	18	19	20	21 電話相談日⑤	22	23
24	25	26	27	28 電話相談日⑥	29	30
1	2	×E	電話相談対応時間 9:00~12:00、13:00~17:00 TEL 027-253-5621 (群馬県社会保険労務士会)			

2024年12月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5 電話相談日⑦	6	7
8	9	10	11	12 電話相談日⑧	13	14
15	16	17	18	19 電話相談日⑨	20	21
22	23	24	25	26 電話相談日⑩	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5	6	×E	電話相談対応時間 9:00~12:00、13:00~17:00 TEL 027-253-5621 (群馬県社会保険労務士会)			

2025年1月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9 電話相談日①	10	11
12	13	14	15	16 電話相談日②	17	18
19	20	21	22 電話相談日③	23	24	25
26	27	28	29	30 電話相談日④	31	1
2	3	×E	電話相談対応時間 9:00~12:00、13:00~17:00 TEL 027-253-5621 (群馬県社会保険労務士会)			

2025年2月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6 電話相談日⑤	7	8
9	10	11	12	13 電話相談日⑥	14	15
16	17	18	19	20 電話相談日⑦	21	22
23	24	25	26	27 電話相談日⑧	28	1
2	3	×E	電話相談対応時間 9:00~12:00、13:00~17:00 TEL 027-253-5621 (群馬県社会保険労務士会)			

2025年3月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
23	24	25	26	27	28	1
2	3	4	5	6 電話相談日⑨	7	8
9	10	11	12	13 電話相談日⑩	14	15
16	17	18	19 電話相談日⑪	20	21	22
23	24	25	26	27 電話相談日⑫	28	29
30	31	×E	電話相談対応時間 9:00~12:00、13:00~17:00 TEL 027-253-5621 (群馬県社会保険労務士会)			